

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 定款（以下「定款」という。）第6条の規定に基づき、社会福祉法人 評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成及び委員の選任)

第2条 定款第6条の規定に基づき委員会を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了の時までとする。

3 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(招集)

第4条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会への理事長の出席は妨げないものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員会の議事を統括する。

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

(評議員の選任)

第6条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」（以下「推薦書」という。）を委員会に提出する。

(2) 委員会は、理事会より提出された推薦書について審議し、評議員の選任について決議する。

(3) 委員会は、前号の審議について、必要に応じて理事会に対し、推薦書記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由の説明を求めることができる。

(評議員の解任)

第7条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、委員会に対して理事会で決議された評議員解任を提案し、評議員として不適任とした理由を説明しなければならない。

- (2) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議し、解任の可否について決議する。
- (3) 委員会は、前号の審議について、必要に応じて解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を設けることができる。

(委員会の決議)

第8条 委員会の決議は、定款第6条第5項の規定により行うが、可否同数の場合には、議長が決するところによる。この場合において、外部委員が賛成することを要する。

2 前項の決議において、委員自らが選定対象となる議決には加わることができない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬は無報酬とする。

2 委員には、社会福祉法人 役員等報酬規程に準じて、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、書面をもって作成し、議長のほか、出席した委員のうちから、その委員会において選任された議事録署名人1名が記名押印する。

3 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員長の氏名

4 議事録は、審議資料を添付して委員会開催の日から10年間、社会福祉法人 の事務所に保管する。

(理事会への報告)

第11条 委員会は、議事録をもって審議結果を理事会に報告する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則 この規程は、 年 月 日から施行する。

様式 1

社会福祉法人

次期評議員候補者推薦書

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事由	特殊関係者
1							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
7							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

8							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
9							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
10							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

